

入札金額内訳書の提出について

釧路市契約管理課

建設業法、入札契約適正化法等の改正に伴い、平成27年4月1日から、釧路市発注工事で予定価格が130万円以上の建設工事の入札については、入札書とともに、「入札金額内訳書」の提出が必要です（提出については入札通知書の「9 入札金額内訳書の提出」欄にて必要か不要かを確認してください）。

■入札金額内訳書は、入札書に記載した金額と整合する内訳を記載してください。
「入札書」と「入札金額内訳書」の左上部をホチキス留めしてください。

■入札金額内訳書の様式は、釧路市ホームページからダウンロードしてください。
ホーム>産業・ビジネス>入札・契約>工事契約>入札金額内訳書の提出について

| 工 種 | 様式 |
|--|----------------|
| 土木、建築、舗装、電気、管、水道、機械、塗装、造園 | 様式1-1 様式1-2 |
| 電気、機械のうち、下水道施設課、阿寒上下水道課、音別上下水道課が下水道事業として発注する工事 | 様式2 |

※入札通知書の発注者が釧路市長の場合は【様式1-1】を、釧路市公営企業管理者の場合は【様式1-2】を使用してください。

※工種が「電気」「機械」のうち、下水道事業として発注の工事については【様式2】を使用してください。

■入札が無効となる場合 

- ①入札金額内訳書が未提出である場合
- ②提出された入札金額内訳書が未記載である場合
- ③入札金額内訳書に記名押印がない場合
- ④入札書と入札金額内訳書の工事名が一致しない場合や内訳書に工事名がない場合
- ⑤入札書の金額（税抜）と入札金額内訳書（税抜）記載の金額が一致しない場合
- ⑥入札者（代理人含む）以外の者が作成し、入札金額内訳書を提出した場合

■留意事項

- ・随意契約の工事については入札金額内訳書の提出は不要です。ただし、予定価格が130万円以上の一者随意契約の工事は必要です
※見積通知書の発注者が釧路市長の場合は【様式3-1】を、釧路市公営企業管理者の場合は【様式3-2】を使用してください。
- ・2回目以降の入札については、入札内訳書の提出は不要です。

■ご不明な点は下記までお問い合わせください。

釧路市総務部契約管理課 0154-31-4508（直通）